

一般社団法人日本地質学会 岩石部会規則

2021 年 4 月 1 日制定

1.名称

本部会の名称を岩石部会とする。

2.目的

本部会は、岩石学を主たる観点として地球惑星科学の課題に取り組む一般社団法人日本地質学会(以下、地質学会という)会員の研究交流を活発化させ、その成果を学会の内外に向けて発信することを目的として、地質学会定款第 65 条に基づき設置する。

3.会員

岩石部会メンバーリスト登録者でかつ地質学会員であること。

4.運営

本部会の活動には、構成員の意向を反映させる。

5.運営体制

本部会には、代表者（部会長）、行事委員、庶務委員の幹事を置く。必要に応じて若干名の幹事を追加出来る。

附則

本規則は、2021 年 10 月 1 日から施行する。